主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告申立の適否について判断するに、本件公判期日変更請求却下決定のように訴訟手続に関し判決前にした決定は刑訴法四三三条一項にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定」にあたらないから、本件抗告の申立は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和五四年一二月二四日

最高裁判所第二小法廷

長裁判官	栗	本	_	夫
裁判官	大	塚	喜一	郎
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	塚	本	重	頼
裁判官	鹽	野	宜	慶